

# モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-2-1))

施策目標名	全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む							
施策の概要	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。</p> <p>(施策小目標1) 保険者の財政基盤の強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること</p> <p>(施策小目標2) 保険者の適用・徴収・給付適正化に向けた事務を適切かつ効率的なものとする</p> <p>(施策小目標3) 審査支払機関の事務が適切かつ効率的なものとなるようにすること</p>							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○健康保険法(大正11年法律第70号)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担する。</li> <li>・上記のほか、全国健康保険協会の保険給付、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に対して、平成21年度までは13%等の補助を行い、平成22年度から平成24年度までは、全国健康保険協会の財政危機に対応して、これらに対して16.4%の補助を行うこととされています。</li> </ul> <p>○国民健康保険法(昭和33年法律第192号)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、市町村に対し、保険給付、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額の34%を負担するとともに、国民健康保険の財政を調整するため、市町村に対して当該合計額の全体の9%相当の調整交付金を交付することとされています。</li> <li>・国は、国保組合に対し、保険給付、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額の13～32%を補助するとともに、組合の財政力等を勘案して補助を増額することができます。</li> </ul> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、後期高齢者医療広域連合に対し、保険給付に要する費用の額の約25%を負担するとともに、後期高齢者医療の財政を調整するため、後期高齢者医療広域連合に対して当該合計額の全体の8%相当の調整交付金を交付することとされています。</li> </ul> <p>これらによって、安定的・効率的な医療保険制度の運営を図っています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項) 医療保険給付諸費: 医療保険給付に必要な経費(全部) 医療保険制度の適切な運営に必要な経費(全部) 医療保険制度の推進に必要な経費(全部)</p> <p>(項) 保険医療機関等指導監督実施費: 保険医療機関等に対する指導及び監督等に必要な経費(全部)</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	—	6,999,187,747	7,787,567,125	8,157,864,553	8,467,719,940	
		補正予算(b)	—	531,357,157	460,938,188	287,690,120	86,444,936	
		繰越し等(c)	—	0	4,309,168	4,128,712	0	
		合計(a+b+c)	—	7,530,544,904	8,252,814,481	8,449,683,385	8,554,164,876	
	執行額(千円, d)	—	7,522,719,130	8,242,311,907	8,446,885,631			
執行率(%、d/(a+b+c))	—	99.89%	99.87%	99.96%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1 各医療保険制度における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	健康保険組合(経常収支)		32.6%	44.8%	68.9%	80.4%	集計中	前年度以下
	市町村国保		52.3%	71.1%	45.4%	53.1%	集計中	前年度以下
	国保組合		43.6%	52.7%	18.2%	38.1%	集計中	前年度以下
	後期高齢者医療広域連合		—	—	0%	14.9%	集計中	財政運営期間(22・23年度)の総収支差が黒字
	年度ごとの目標値 (後期高齢者医療広域連合を除く)		前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	
	年度ごとの目標値 (後期高齢者医療広域連合)				財政運営期間(20・21年度)の総収支差が黒字	財政運営期間(22・23年度)の総収支差が黒字		
	指標2 各医療保険制度の経常収支 【単位: 億円】	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	健康保険組合		2,372	600	▲3,189	▲5,235	集計中	収支の均衡を保つ
	市町村国保		1,368	422	93	66	集計中	収支の均衡を保つ
	国保組合		771	698	239	▲50	集計中	収支の均衡を保つ
	後期高齢者医療広域連合		—	—	3,007	717	集計中	財政運営期間(22・23年度)を通して均衡を保つ
	全国健康保険協会		1,177	▲1,390	▲2,290	▲4,893	集計中	収支の均衡を保つ
年度ごとの目標値 (後期高齢者医療広域連合を除く)		収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ		
年度ごとの目標値 (後期高齢者医療広域連合)				財政運営期間(20・21年度)を通して均衡を保つ	財政運営期間(22・23年度)を通して均衡を保つ			

<b>参考資料の情報</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険組合については、健康保険組合連合会調べによるが、平成21年度の数値は決算見込み値であり、平成23年9月頃確定値を公表予定です。また、平成22年度の数値は現在集計中であり、平成23年9月頃公表予定です。 【参考】健康保険組合連合会ホームページ <a href="http://www.kenporen.com/include/press/2010/20100910172618-0.pdf">http://www.kenporen.com/include/press/2010/20100910172618-0.pdf</a></li> <li>・ 市町村国保・国保組合については、国民健康事業年報による。平成22年度の数値については、平成24年2月頃に速報値、幣制24年5月頃に確定値を公表予定です。 【参考】厚生労働省ホームページ <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/seido/kokumin_nenpo.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/seido/kokumin_nenpo.html</a></li> <li>・ 後期高齢者医療広域連合については、後期高齢者医療事業年報による。平成22年度の数値については、平成24年2月頃に速報値、平成24年5月頃に確定値を公表予定である。 【参考】厚生労働省ホームページ <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/seido/kouki_houkoku/h21.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/seido/kouki_houkoku/h21.html</a></li> <li>・ 全国健康保険協会については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成19年度以前は、旧政管健保の数値であり</li> <li>② 平成20年度は、年度前半の旧政管時代を合わせた年度全体の収支であり</li> <li>③ 平成22年度の数値は、現在集計中です。</li> </ul> </li> <li>・ 関連事業の行政事業レビューシート URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html">http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html</a> (左記の243～287・638)</li> </ul>
----------------	--

担当部局名	保険局総務課	作成責任者名	総務課長 武田 俊彦	報告書作成日	平成23年7月4日
-------	--------	--------	------------	--------	-----------